

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	市民活動の支援の充実			重点項目番号	1		
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	<p>【現 状】 住民自治協議会やNPOなどの市民活動をより活発なものとするために、市民活動支援センターを設置し情報提供や総合相談窓口、印刷機などの活動支援を行う体制をとっている。また、自主的なまちづくり活動を支援するための財政支援として「地域活動支援事業」や市民の寄附意識の醸成のためマッチングギフト方式を導入している。</p> <p>【問題点、必要性】 これからの「公」を担う多様な主体として住民自治活動、NPO活動などの市民活動を支援するため、市民活動支援の人的体制の充実、設備の充実及び伊賀市の協働のしくみづくりと行政全体の組織的な支援体制の整備(メニュー提示など)が必要である。また、市民活動は市民が自ら支援することが必要であるため、寄附意識の醸成や出資など市民が支援するしくみづくりが必要になっている。</p> <p>【現状の客観的な説明】 自治基本条例や行財政改革大綱において、市民活動の支援の充実が定められているが、協働のルールなど行政全体としての支援体制は、まだ整っていない。</p>			番号	④		
対象等(なにが、だれが)	市民、行政、企業など			担当課(執行する課)	生活環境部市民生活課		
成果(対象がどうなるのか)	主体的に市民活動に参加・参画する人が増え、市民活動と行政による協働のまちづくりが行われる事により、住民自治活動や市民活動が促進される。			責任者名(執行責任者)	市民生活課長 坂口 孝一		
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	<p>【実施内容】 市民活動センターの支援体制の整備・機能の充実を図る。伊賀市の協働のしくみづくり(ルールづくり)に参画し、行政と市民活動団体、企業と市民活動団体などの協働を促進するための支援を図る。住民自治協議会支援交付金や地域活動支援事業などの財政支援について評価を行うとともにそのしくみの見直しを行う。</p> <p>【目標数値】 《最終目標》 市民活動支援センターの支援体制の整備充実を図る。行政支援体制の整備充実確立。市民活動財政支援のしくみの充実。 《平成20年度の目標》 市民活動センターの支援体制の整備充実を図る。伊賀市の協働のしくみ(ルール)づくりに参画し、行政支援体制の検討をおこなう。市民活動財政支援のしくみの実施。 《平成21年度の目標》 市民活動センターの支援体制の整備充実を図る。伊賀市の協働のしくみ(ルール)づくりに参画し、行政支援体制の検討をおこなう。市民活動財政支援のしくみの評価と見直し。</p> <p>【目標の客観的な説明】 自治基本条例で住民自治や行政の役割を規定しており、支援機関の設置を市の義務としている。</p>			担当課電話番号	22-9639		
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目)(何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)			
					平成20年度		
					4月	10月	平成21年度
					4月	10月	平成22年度
					4月	10月	4月
					10月	4月	10月
	市民活動支援センターの支援体制の整備充実	人的・機能的充実	設置に関する報告書の機能を発揮できるようにする。		← 継続した支援の充実 →		
	伊賀市の協働のしくみづくり(行政支援体制の確立)	参画・実施	協働のしくみ(ルール)を進める協働支援体制の整備		← 支援体制整備 →		
市民活動財政支援(事業)	実施	住民自治活動支援交付金・地域活動支援事業など		← 継続した支援の実施 →			
市民活動財政支援(評価)	事業評価の実施	住民自治活動支援交付金・地域活動支援事業など		← 事業評価 →			
市民活動財政支援(見直し)	事業の見直し	住民自治活動支援交付金・地域活動支援事業など		← 見直し →			
市民活動財政支援事業の継続	評価に基づく支援事業の実施	住民自治活動支援交付金・地域活動支援事業など		← 見直し事業の実施 →			
マッチングギフト方式の導入	導入・周知	市民公益活動に対する市民の支援意識の醸成(市民の寄附意識の醸成)		← 導入・実施 →			